

保険者機能強化推進交付金に係る評価結果 について

（厚生労働省老健局介護保険計画課通知平成29年12月25日付事務連絡他）

1 根拠規定

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号。）において、国は、市町村及び都道府県に対し、自立支援・重度化防止等に関する取組を支援するため、予算の範囲内において、交付金を交付することとされた。

⇒平成30年度から市町村及び都道府県の様々な取組の達成状況に関する指標を設定

【介護保険法第122条の3第1項】

第122条の3 国は、前2条に定めるもののほか、市町村によるその被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関する取組を支援するため、政令で定めるところにより、市町村に対し、予算の範囲内において、交付金を交付する。

2 目的

- 保険者機能強化推進交付金（市町村分）の仕組みは、市町村の自立支援・重度化防止等の取組を支援するために創設されたもの。
- こうした仕組みにより、各市町村において、地域課題への問題意識が高まり、地域の特性に応じた様々な取組が進められていくとともに、こうした取組が市町村の間で共有され、より効果的な取組に発展されていくことを目指す。
- 介護保険事業を担う、市町村、都道府県、厚生労働省が協働して、地域包括ケアシステムを発展させていく。

3 指標、配点等

○ 市町村の取組を評価する指標（大項目）は次のとおり。

I P D C Aサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築

II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進

III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進

○ 具体的な評価の指標及びその趣旨、配点等については、別紙のとおり。

○ 各市町村に対する交付額の算定方法は、各市町村の「評価指標毎の加点数×第1号被保険者数」により算出した点数を基準として、全市町村の「各市町村の算出点数×各市町村の第1号被保険者数」の合計に占める割合に応じて、予算（約190億円）の範囲内で交付。

4 平成30年度における評価の流れ

平成30年2月 ○厚生労働省から交付金についての交付方法等の詳細についての基本的な考え方についての通知



平成30年6月 ○厚生労働省から平成30年度保険者機能強化推進交付金（市町村分）に関する評価指標の該当状況調べについての提出依頼



平成30年10月 ○日進市における評価指標の該当状況について提出



平成30年12月 ○平成30年度保険者機能強化推進交付金（市町村分）の評価結果及び交付額の内示通知



平成31年3月 ○地域包括ケア検討会議において、評価結果について愛知県平均との比較をチャート化したうえで報告。

平成31年度以降 ○評価結果を踏まえた取組の検討

5 評価指標に基づく評価結果の概要等

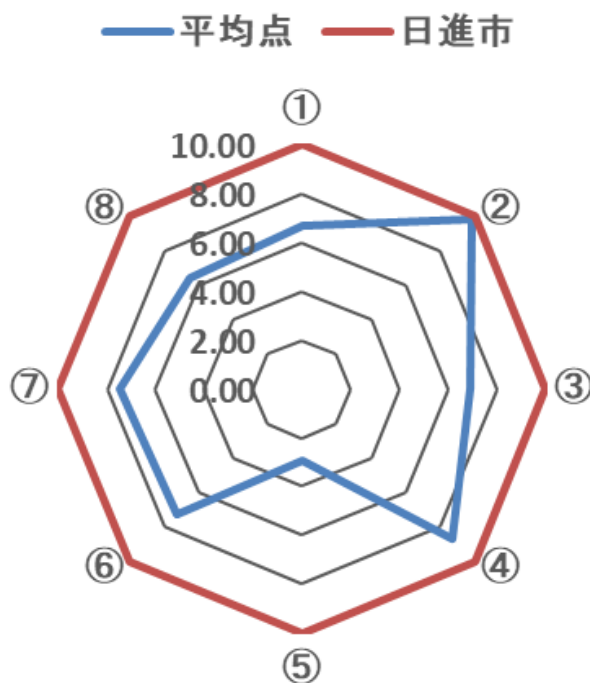
○ 本市の概況（県内順位、点数等）

愛知県内順位 3位（全54市町村中）

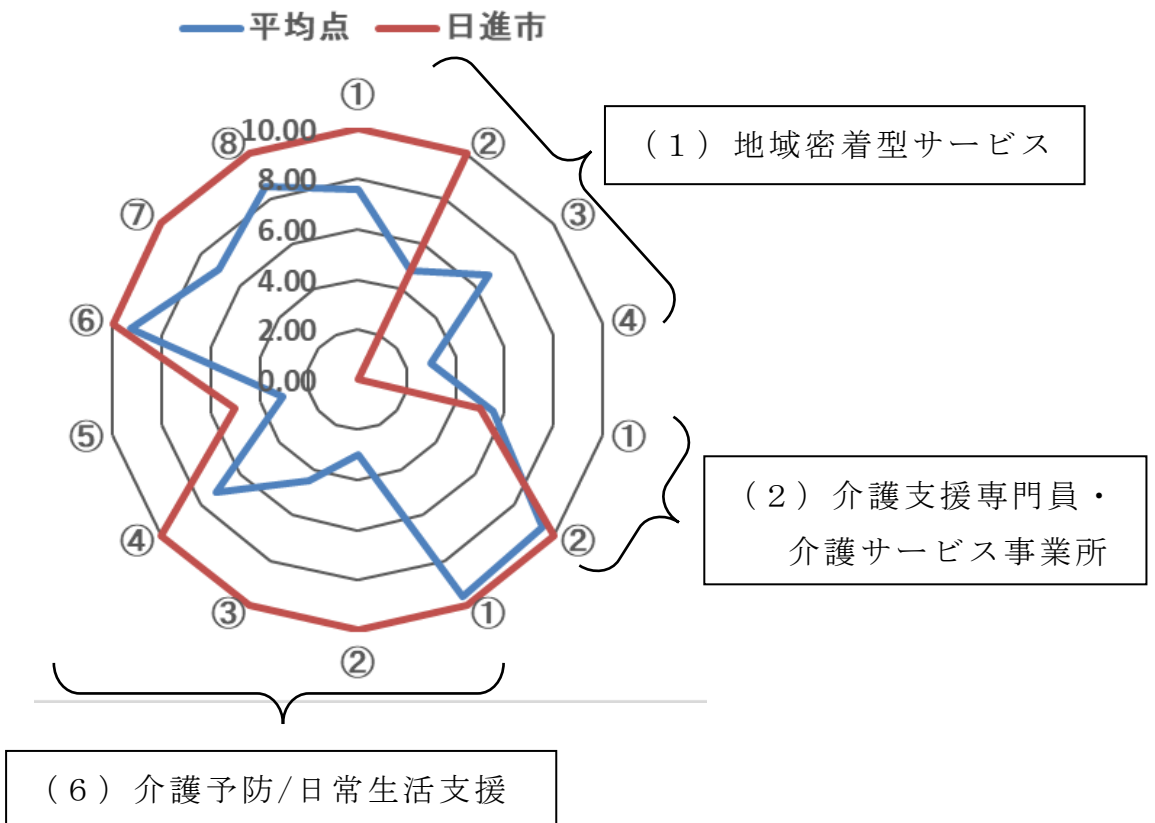
	合計点数	I PDCA サイクル	II 自立支援、 重度化防止等	III 介護保険 運営の安定化
日進市	545	80	410	55
満点	612	82	460	70
平均点	413.09	56.24	316.48	40.37

○ 大項目別に見た愛知県平均との比較は次のとおり。

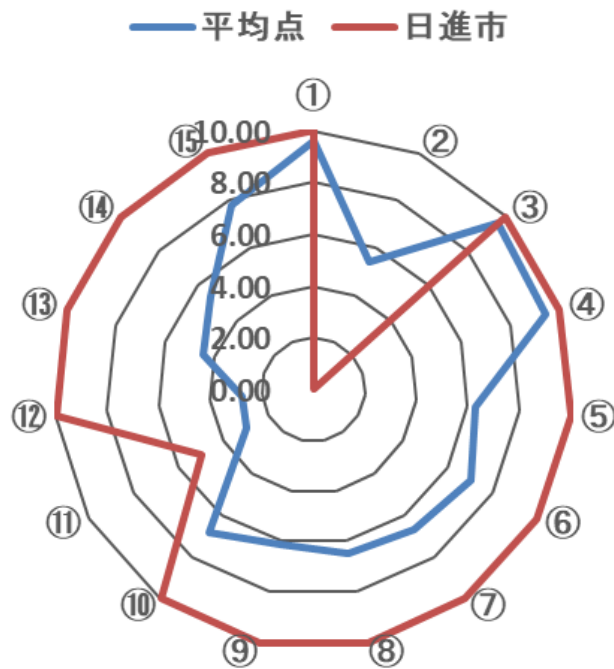
【I PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築】

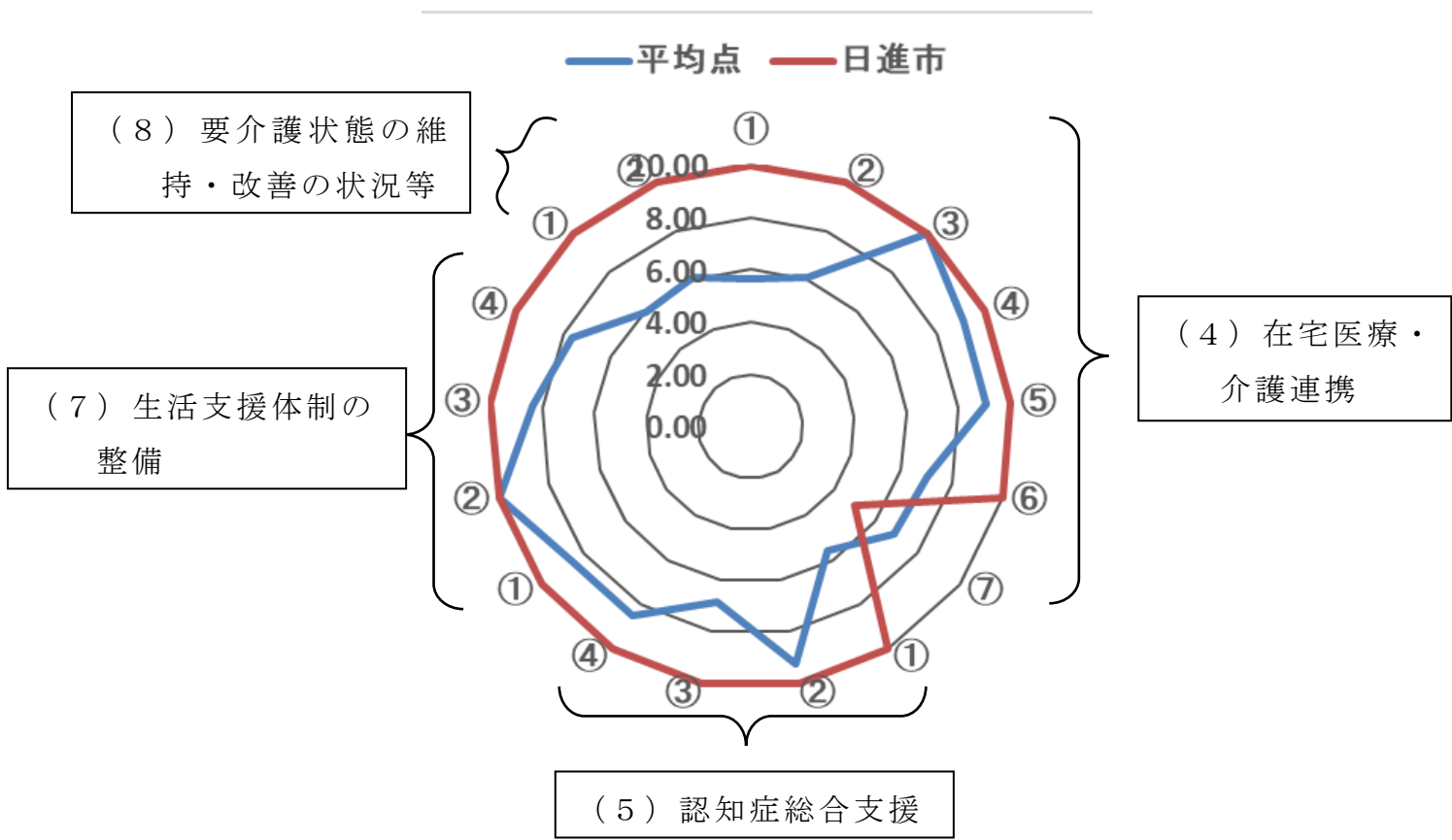


【Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進】



(3) 地域包括支援センター





【Ⅲ 介護保険運営の安定化に資する施策の推進】

